

平成22年10月15日

各 位

大阪市北区曽根崎新地二丁目1番23号
株 式 会 社 ア イ ル
代 表 取 締 役 社 長 岩 本 哲 夫
(JASDAQ・コード3854)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 本 部 長 戸 田 泰 裕
電 話 番 号 06-4798-1170 (代 表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年9月10日開催の取締役会において、平成22年10月28日開催予定の当社定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、補欠の監査役の選任およびその選任に係る決議が効力を有する期間等に関する規定を新設するものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成22年10月28日

定款変更効力発生日：平成22年10月28日

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (新設)	第5章 監査役および監査役会 (<u>補欠監査役</u>) 第31条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条第2項の規定を準用する。</u> 3 <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>第<u>31</u>条～第<u>45</u>条（条文省略）</p>	<p><u>4</u> <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会后4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</u></p> <p>第<u>32</u>条～第<u>46</u>条（現行どおり）</p>

以 上